

## 確認申請の手続きを要しない改修工事等の審査・検査のご案内

日本建築センターでは長年にわたって培った豊富な経験と技術力を活かし、公正・中立な立場で、既存建築物の法適合性等の審査・検査など、ストック時代に対応した技術審査ニーズに的確にお応えしていきます！

### 建築基準法適合性調査とは？

既存建築物に対する確認申請が不要な建築工事の建築基準法への適合性の調査となります。具体的には以下のような建築工事が対象となります。

- 大規模修繕・模様替えに該当しない、間仕切壁を変更する改修工事が建築基準法に適合しているかどうかの審査及び検査
- 100㎡を超えない用途変更が建築基準法に適合しているかどうかの審査及び検査
- 避難安全検証（ルートC）により大臣認定された建築物について、確認を要さない間仕切壁の変更が大臣認定のあらかじめ検討の範囲内であるかどうかの審査及び検査
- 避難安全検証（ルートB）を適用した建築物で、確認申請を要さない、間仕切壁を変更する工事が避難安全性能を有しているかどうかの審査及び検査

### 建築基準法適合性調査の対象建築物は？

- ・ 既存建築物の検査済証を有しているもの。（台帳証明でも結構です。）
- ・ 明らかな建築基準法への違反がないもの。
- ・ 床面積が500㎡以上のもの。

検査済証を有さない建物については竣工時の建築基準法への適合状況について「遵法性調査」・「検査済証のない既存建築物の調査」を行った上で本調査を行うことができます。また違反が確認されたものについては、違反部分を是正したうえで本調査を行うことができます。

### お問い合わせはこちらまで

審査スケジュールは？ 調査の流れは？ 費用はいくらかかるの？

建築基準法適合性調査について、お気軽にご相談ください

#### ●お問合せ窓口

本部 確認検査部：天野(意匠)・大賀(設備)・中村(構造)

TEL：03-5283-0470

大阪事務所：増田・横山(士朗)

TEL：06-6264-7731



一般財団法人日本建築センター  
The Building Center of Japan